

令和4年3月25日

## 区職員の政治資金規正法違反について

### 1 概要

令和4年3月24日、本区の職員2名が、政治資金規正法第22条の9第1項違反により略式起訴された。

#### (1) 略式起訴された職員

総務部長、文化商工部長

#### (2) 事案の概要

上記職員2名は、令和3年5月下旬、豊島区役所庁舎内において、豊島区議会議員から渡された、令和3年7月執行の東京都議会議員選挙立候補予定者（当時）の政治資金パーティー案内状在中の封書（自己宛及び所属する部内の課長宛のもの）の内、自己の所属する部内の課長宛のものについて、それぞれの課長へ配付するなどし、政治資金規正法第22条の9第1項に違反する行為を行ったもの。

また、その他の職員6名が、同様の違反行為により書類送致されたが、令和4年3月24日付で不起訴処分となった。

### 2 その他

#### (1) 区長等の給料減額

区 長 : 3割減額 3か月 (令和4年4月～6月)

副区長 : 1割減額 3か月 (令和4年4月～6月)

#### (2) 該当職員の処分

懲戒分限審査委員会にて決定する。